

国防を考える会

各種規定

令和6年4月1日

【会費規定】

国防を考える会会則(以下、会則という)第7条及び第12条4項の会費規定を次のとおり定める。

第1条(年会費)

年会費は、会員種別に応じて次の通りとする。

- 1 正会員 : 年 1口 3,000円(但し、自衛隊員は1,000円とする)
- 2 賛助正会員 : 年 1口 10,000円
- 3 法人会員 : 年 1口 20,000円
- 4 青少年会員 : 年 1口 1,000円

第2条(入会金)

本会は入会金を設けない。

第3条(会費納入時期)

年会費の納入は、年1回とし、毎年度が始まってから30日以内に全額を納入しなければならない。

2. 新規入会者は、入会時に前条規定の年会費の全額を納入するものとし、その入金確認を以て入会の意思表示とみなす。
3. 新規入会者の入会月が1月～3月であった場合は初年度年会費を無料とし、入会申し込み時に納入された年会費は翌年度年会費に充当する。

第4条(退会とみなす会費未納期間)

会則第12条4項の「相当期間」の期間を3年間とする。

【報酬規定】

国防を考える会会則(以下、会則という)第24条の報酬規定を次のとおり定める。

第1条(理事報酬)

本会は、理事報酬を設けない

第2条(監事報酬)

本会は、監事報酬を設けない

【事務局業務規定】

改定 令和7年4月1日

国防を考える会会則(以下、会則という)第28条の事務局業務を次のとおり定める。

第1条(事務局の業務)

事務局は次を行う。

- ・ 会員名簿等の管理及び入会手続き業務
- ・ 会計(金銭管理、予算案、決算報告の作成)
- ・ 会費、事業参加費及び広告代等の徴収、督促
- ・ 物品・器材の管理
- ・ 総会資料(案)の作成
- ・ 会議の準備、議事録の作成
- ・ 物品販売の管理
- ・ 自衛隊、他団体等との調整業務
- ・ 各委員会の実施する事業等の資料・チラシの印刷、参加者の管理、物品の準備等の支援
- ・ 各種発送業務
- ・ 予定表の調整

第2条(事務員の謝礼)

会則第28条第4項の謝礼は、一時間当たり **1114** 円とする。

【委員会職務規定】

改定 令和7年4月1日

国防を考える会会則(以下、会則という)第29条第3項の委員会職務を次のとおり定める。

第1条(委員会の職務)

委員長は次を行う。

- ・ 委員会の編成
- ・ 事業の企画・予算見積り・準備・実行
- ・ 委員会の開催
- ・ 自衛隊、関係団体、業者との調整
- ・ 印刷物(告知チラシ等)の準備
- ・ 事務局との調整
- ・ 反省会の実施(必要に応じ)
- ・ 理事会への報告

第2条(常設の委員会)

常設の委員会を次のとおりとする。

- ・ 総会準備委員会
- ・ 会報委員会
- ・ 広報委員会
- ・ 歴史講座委員会
- ・ 政治講座委員会
- ・ **ユーチューブ委員会**

【アライアンスパートナー登録規定】

国防を考える会会則(以下、会則という)第32条2項のアライアンスパートナー登録規定を次のとおり定める。

第1条(目的)(会則第32条第1項)

国防を考える会(以下、国防会という)と各種団体との連携を通じてお互いの活動の協調を図り、自衛隊支援活動を充実させる。

第2条(会費・議決権)(会則第32条第3項・第4項)

- (1) アライアンスパートナーに対しては会費の徴収は行わない。
- (2) アライアンスパートナーは、議決権を有しない。

第3条(登録)

各協力団体からアライアンスパートナーの申請(別紙様式)を受けたのち、理事会の承認を経て登録する。

第4条(連携内容)

以下の内容について、その都度協議の上、協力する。実施の可否については、その都度、それぞれの団体で個別に判断し、強要されない。

- (1) 自衛隊に対する支援活動の相互協力
- (2) イベント等の告知(チラシ等の配布、メールによる通知、ホームページ・フェイスブック等に掲載)及び参加者の募集・集計
- (3) 講師の紹介
- (4) イベントの共催・協力・後援など
- (5) 会報・広報紙・機関紙等への広告掲載、又は広告主の紹介
- (6) その他、お互いに連携し合える内容

第5条 会報の配布等

国防会はアライアンスパートナーに対し、会報を四半期に1回送付する。配布時期は毎年度4月、7月、10月、1月とする。なお、チラシ等の同封を希望する団体は該当月の前月25日までに必要部数を国防会に送付する。必要部数が不足している場合等は、内容によって国防会で印刷する。

【広告掲載規定】

改定 令和7年4月1日

国防を考える会会則(以下、会則という)第38条の広告掲載規定を次のとおり定める。

第1条(広告の内容)

以下に当たるものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 良好な景観又は風致を害するもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他、不適当であると理事会が認めるもの

第2条(一般広告)

広告は A4 ページ 10 分割した大きさを1単位とし、1単位の広告掲載料を5,000円とする。

ただし、1ページ目(表紙)に掲載する場合は上記に加え別途表紙掲載料金(掲載料の 50%)を加算する。

2. 年間掲載(4回)の場合は半額とする。

3. 会報を発行できず掲載できなかった場合などについては、原則として次号に掲載する。ただし、掲載依頼主の希望により広告掲載料を返済することを妨げない。

第3条(年賀広告)

年賀広告はA4ページを 25 分割した大きさを1単位とし、1単位の広告料を3,000円とする。原則として、一人(1団体)1単位として掲載するが、2単位以上の希望がある場合は、紙面の状況に応じ掲載する。

2. 年賀広告は原則として1月号に掲載する。

3. 会報を発行できず掲載できなかった場合などについては、原則として広告掲載料を返済する。